

令和5年(フ)第70号

決 定

埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川832番地2

破産者 株式会社市川電設

主 文

本件破産手続を廃止する。

理 由

破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認める。

令和6年1月16日

さいたま地方裁判所熊谷支部

裁 判 官 岡 部 絵 理 子

これは正本である。

令和6年1月16日

さいたま地方裁判所熊谷支部

裁判所書記官 多 田 栄 樹

